

いま、知っておきたい

# 固定資産税 のこと

土地、家屋、償却資産\*を持つ人には、毎年1月1日現在の所有状況に応じて固定資産税がかかります。固定資産税は資産の価値に応じた課税となるよう、3年に1度資産価値の見直し=評価替えをすることになっていて、今年はその年に当たります。

\*会社や個人商店などが事業を運営するために使用している資産のことで、パソコンなどの電子機器や看板など

## 資産はどうやって評価するの？

### 土地の評価は

現地調査や航空写真を活用して、土地がどのような用途で利用されているか、利用状況の変化などを確認します。

その上で、宅地・田・畑・山林など地目別に決められた方法で評価額を算定します。

### 家屋の評価は

物価変動や経過年数を加味し、市内全ての家屋の評価額を見直します。

それぞれの家屋を現在の物価水準で新築した場合の建築費を推定し、年数経過による価値の減少分をかけ合わせて算出します。

## Topic 評価額が適正か、調べたい！

自身が所有する土地や家屋の評価額を他の物件と比べて適正であることを確認するための制度「固定資産税の縦覧」をご利用ください。

期 間 4月1日(木)～5月31日(月)

場 所 税務課、各庁舎窓口

対 象 令和3年1月1日時点で市内

に土地や家屋を所有する

固定資産税の納税者

持ち物 本人確認ができるもの

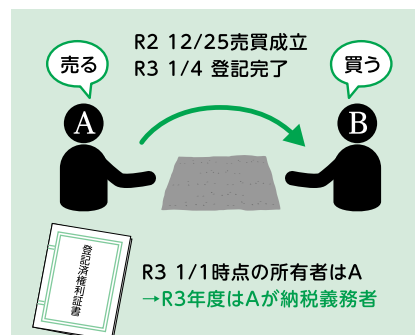
\*代理人の場合は委任状が必要です

## 1 月1日時点の所有者が納税してください

固定資産税は1月1日時点の物件を所有する人\*に納税の義務があります。

1月1日以降に所有権を移した場合も、その年度は旧所有者が納税します。

\*1月1日時点の登記簿に所有者として登録されている人で、未登記家屋の場合は、市の固定資産課税台帳に所有者として登録されている人です



## 税額はこんなときに上がります

### パターン1 土地の利用状況が変わったとき

登記上の地目ではなく、1月1日時点の現況で評価額を決めるため、例えば、農地転用許可を受け、農地を駐車場や資材置き場へ変更した場合は、宅地に近い土地としての評価となり、納税額は増加します。

### パターン2 住宅の新築軽減の適用期間が終了するとき

要件を満たした住宅は新築から3年間(長期優良住宅の場合は5年間)、税金の減額措置が適用されています。この期間を過ぎると本来の税額に戻るため、納税額は増加します。

問 市 税務課(近江庁舎) ☎52-1556 FAX 52-8730

詳しくは  
市公式ウェブ  
サイトへ

